

## 下田市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下田市総合教育会議（以下「教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、教育会議の開催の都度、教育会議の会議（以下「会議」という。）の場所その他の事情を考慮して定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、住所及び氏名を傍聴希望者受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴希望者数が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴のために入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴のために入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器、旗、のぼりその他会議又は傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしないこと。

3 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を得た者は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、傍聴人は、市長又は会議の係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人への配布資料等)

第6条 傍聴人には、会議次第、協議及び調整を行う事項等を記載した資料その他教育会

議が必要と認める資料を配布するものとする。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、教育会議において、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 市長は、傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第8条 報道関係者については、第2条、第3条及び第5条第3項の規定は適用しない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育会議が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。